

特定非営利活動法人かみじまの風定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人「かみじまの風」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県豊田郡大崎上島町中野1834番地におく。
必要に応じて支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、大崎上島をこよなく愛し、島づくりに熱い心を持った人により、光ファイバー網の活用等大崎上島の情報高度化を図る中で、高齢化社会に対応した医療、福祉サービスの充実を実現していく。と同時に、子ども達が将来に夢をもち自立していくため先ず島に住む大人達が教育に関心をもち「人としての心」「島に住む誇り」「生きる力」を身に着けそして子どもに伝える活動を通じ、島民の福祉の増進、生活利便の向上、島の環境保全、教育環境の充実など島づくりまちづくりを推進する中で、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる目的のうち、次の活動を積極的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者・障害者など生活障害のかつ人のための在宅サービス事業

- ②高齢者・障害者（児）施設管理運営事業
 - ③高齢者・障害者（児）が文化にふれ参加でき豊かな生活を送れる支援事業
 - ④高齢者・障害者（児）の悩みや訴えを聴く相談事業
 - ⑤地域ボランティア活動する人との連携・支援事業
 - ⑥地域講師（地元各界の専門家）による島おこし授業を通じて地域教育向上のための人づくり事業
 - ⑦夢を語り合える場づくりのための有識者招聘活動と潤いや癒しのある地域づくり調査・研究事業
 - ⑧町内遊休資産・資源を有効に利活用するための調査・研究・開発事業
 - ⑨島の海浜・山林を保全するための活動支援事業
 - ⑩ゴミの分別処理・生ごみ自家処理推進など環境に優しい生活を支援する事業
 - ⑪コンピューターのネットワークによる通信システム、インターネットを活用した町民生活支援事業
 - ⑫光ファイバー網を利用した教育システムの研究・開発事業
 - ⑬光ファイバー網・情報通信技術を利用した住民にかかわるサービスの調査・研究及び産業育成の研究・開発事業
 - ⑭その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ①機器等販売及び貸し付け事業
情報機器、福祉機器
 - ②物品販売事業
情報機器、福祉機器
 - ③受託事業
情報教育、講習及び福祉事業
 - ④コンテンツ作成・出版事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し活動に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 本会に正会員として入会を希望する者は代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由のない限り、そのものの入会を認めなければならない。

2 理事会は前項のもの入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会を希望する者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき。

(3) 本会の名誉ヲ傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(4) 会費を1年以上滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種 別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は正会員の中から総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。

3 役員は法第20条に適合し、その構成は法第21条に適合しなければならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問及び参与を若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(職員)

第21条

本会に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は代表理事が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第22条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散又は合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄。

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表 決 等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により、表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数、出席者氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名な押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更生)

第48条 予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2カ月以内に代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第50条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他の義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄官庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 第1項第2号の事由により、本会が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により、解散するときは、所轄官庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章

雑 則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 本会設立当初の役員は別表に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会成立の日から平成16年12月31日までとする。

3 本会設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成16年12月31日までとする。

4 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 (個人)	入会金	5,000 円	会費月額	1,000 円
(2) 正会員 (団体)	入会金	10,000 円	会費月額	2,000 円
(3) 賛助会員 (個人)	入会金	3,000 円	会費月額	500 円
(4) 賛助会員 (団体)	入会金	5,000 円	会費月額	1,000 円

別 表 設立当初の役員

代表理事	松	浦	二	朗
副代表理事	松	島	勇	雄
理事	円	山	忠	信
理事	岡	本	悦	生
理事	尾	尻	幾	也
理事	小	林	弘	晃
理事	佐	々	木	豊美
理事	辰	田	早	智子
理事	中	原	伸	吾
理事	長	谷	川	尚道
理事	藤	原	弘	三
理事	松	浦	二	郎
理事	松	浦	真	英雄
理事	松	島	勇	雄
理事	元	樋	光	伸樹
理事	横	本	正	樹
理事	吉	田	俊	一
監事	岡	田	泰	
監事	矢	田	充	男